

国名	チェコ共和国
公的年金の体系 保険料財源 個人年金(任意)	
被保険者 (◎強制△任意×非加入)	<ul style="list-style-type: none"> ・一般被用者(基礎年金に◎) ・一般被用者(付加的年金に△)
保険料率	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎年金：事業主21.5%，被用者6.5% ・付加的年金：被用者約2.5%，国家補助1%弱(加入者の平均)
支給開始年齢	男子62歳，女子(子供5人以上)57歳～(子供なし)61歳。男子63歳，女子57-63歳まで段階的に引き上げる予定。
基本受給額	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎年金：月額7,750コルナ(老齢年金受給者の平均) ・付加的年金：拠出額及び運用実績により変動
給付の構造	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎年金：基礎部分(定額)＋所得比例部分 ・付加的年金：拠出額＋運用収益
所得再分配	老齢年金のほか，障害者年金，寡婦年金，孤児年金等がある。
公的年金の財政方式	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎年金：賦課方式(原則として確定給付型)
国庫負担	原則としてなし(ただし，赤字の場合は国家財政からの補填あり)。
年金制度における最低保障	<ul style="list-style-type: none"> ・年金制度に15年以上加入した場合に適用 ・基礎部分1,570コルナ＋所得比例部分770コルナの計2,340コルナが支給(月額)
無年金者への措置	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし。部分的に公的扶助の適用
公的年金と私的年金	<ul style="list-style-type: none"> ・公的年金として基礎年金があり，私的年金(任意加入)として事前積立方式確定拠出型年金がある。
国民に対する個人年金情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・公的基礎年金受給見込み額について社会保険庁および各自治体より定期的に情報提供

チェコの年金制度*

池本修一（日本大学経済学部教授）

1. 制度の特色

チェコの老齢年金制度は2層構造となっている。第1の柱は、いわゆる1階部分の強制加入、賦課方式、確定給付型の公的基礎年金制度であり、第2の柱はいわゆる3階部分に相当する任意加入、積立方式、確定拠出型の民間年金基金制度である。すなわち職域別年金など世界銀行の年金モデルで提唱される2階部分が欠落しており、ハンガリー、ポーランド、スロヴァキアと異なり中欧4カ国では唯一の1階と3階部分で構成されている2層式年金制度である。これは世界銀行のコミットメントが大きくなかったこと、国内政治状況から抜本的な改革が難しいこと、年金財政が比較的安定していること（少なくとも2008年の経済危機以前）などの要因が挙げられる。

2. 沿革

チェコの年金制度は、オーストリア・ハンガリー帝国の支配下にあった1888-89年にビスマルク方式の制度が導入されたのがはじまりである。第1次世界大戦後に成立した第1次チェコスロヴァキア共和国時代にはビスマルク方式年金制度をもとにさまざまな特別制度が政府によって試行された。1948年に社会主義政権が樹立されてからは、社会主義諸国に共通に見られる賦課方式の年金制度が導入された。当時は職業によって賃金および年金額が異なっており、年金も3つのカテゴリーに分類され、現場労働者（炭鉱労働者やパイロットなど）が優遇された。一般労働者の場合は所得代替率（引退前5年間の平均賃金）が50%とされ、25年就労で年金受給資格を獲得、男性60歳、女性53-57歳（子供の数で異なる）とされた。

1989年に社会主義体制が崩壊して1990年6月に非共産党新政権が発足した。議会の多数を占めた市民フォーラムは、非共産党政権樹立を求める大多数の市民が支持した暫時的な政治団体であり、下院議員も旧共産党員から自由主義を支持するグループまで多種多様であった。その後市民フォーラムは分裂し、

現在に至るまで右派の市民民主党と中道左派の社会民主党の2大政党を中心に、左派の共産党とその他多数の少数政党が乱立する構造となっている。その政治構造は、大きく市民民主党を中心とした右派と社会民主党を中心とした左派で議会が拮抗しており、現在に至るまで議案は1および数票差などきわめて僅差で採決されることが多く、これが社会政策など重要案件の抜本的改革推進の大きな足かせとなっていた。さらに、2009年5月には市民民主党政権が総辞職し、2010年5月の総選挙までは、主要政党から閣僚を出す時限内閣が成立しているという事態に陥っている。

そのため年金改革の大きな進展は、1994年に成立した民間年金ファンド制度導入（3階）と1996年に成立した公的基礎年金制度改革（1階）の2点である。その後、年金受給資格年齢引き上げや早期退職者優遇制度の見直しなどの一部の改革がなされたが大きな進展が見られなかったために、2004年に年金改革のための特別委員会が設立された。これは社会労働省および各政党代表者で構成された委員会で、とりわけ2階部分に当たる新制度導入など抜本的改革を中心議題としたが、結果的に委員会は改革案を作成するまでに至らず解散した。そのため2007年より新たな委員会が設立されている。

3. 制度体系の概要

チェコの年金制度は老齢年金、障害者年金、寡婦・寡夫年金、孤児年金その他で構成されている。年金受給者は2005年末で264.5万人、内老齢年金が194.2万人と年金受給者の73%となっている。現在のチェコの老齢年金制度は、基礎年金と所得比例年金（第1階）、任意の民間年金ファンド（第3階）の2層式で構成されている。

第1階の公的年金に関して、加入資格は原則として一般被用者であり、財源は賦課方式（PAYG）を前提として赤字の場合には国家財政からの補填がある。スキームは原則として確定給付型（DB）で、運営管理は労働社会省および社会保険庁となっている。

支給開始年齢は、1995年に基礎年金保険法が改正され、旧制度に比較して段階的に遅らせることとなった。すなわち旧制度（1995年末までに年金受給資

格を受けた場合)では、年金支給開始年齢は男子60歳、女子53(子供5人以上)~57歳(子供なし)であったが、新制度では2007年に男子62歳、女子57(子供5人以上)~61歳(子供なし)に引き上げられる。男性は1996年以降、1年ごとに2007年まで2カ月、女性は4カ月に遅らせる。2007年末時点で、老齢年金正規受給者は1657.7万人(部分的受給者など全ての老齢年金受給者は201.1万人)、平均老齢年金受給額は月額8761コルナ(正規受給者9040コルナ)、総年金支出額は約2828億コルナで対GDP比8.2%(2007年)となっている。2007年の所得代替率はグロスで40.6%、ネットで52.9%とほぼ前年と同水準となっている。

4. 給付算定方式、スライド方式

基本部分の保険料の算定基準は、過去10年間の月平均総所得で、基礎年金は月額1470コルナ(2006年1月時点)と物価上昇率(100%)と実質賃金上昇率(3分の1)を加味した額が支給されるが、これに報酬比例部分が合算される。報酬比例部分に関しては保険料拠出1年に月報酬の1.5%の年金が給付される(算定基準は1985年以降の年平均報酬)。給付算定方式は月額7100コルナまでは所得代替率100%、7100コルナ以上16800コルナまでは所得代替率30%、16800コルナ以上では所得代替率は10%となっている¹⁾。

5. 負担、財源

公的基礎年金の財源は、賦課方式のため被用者からの徴収が基盤となっている。年金拠出率は2004年以降、雇業者21.5%、被用者6.5%合わせて28%(2004年までは26%)となっており、チェコの年金拠出率は欧米や日本と比較して高くなっている。保険料は年金特別会計に計上され、国家財政からは独立している。1994年から1996年までは年金会計は黒字であったが1997年の経済危機を契機に2003年まで赤字を計上したため、国家財政からの補填が執行された。2004年には黒字(106億コルナ)に好転し、2005年にも89億コルナの黒字を計上している。こうした安定した財政状況は、2000年以降に好転した経済発展と2004年に保険料率を2%引き上げたことによる。

6. 財政方式、積立金の管理運用

賦課方式で運用されているため積立金の運用制度はない。

7. 制度の企画、運営体制

労働社会省年金局および管轄下の社会保険庁および各地方自治体が年金業務を担当している。

8. 最近の議論や検討の動向・課題

前述のような政治状況が現在に至るまで続いているため他の中欧諸国のような抜本的年金改革が実現していない。2004年に設立された年金改革のための特別委員会でも複数の案が提示されただけで合意に至らなかった。委員会のコーディネータであったヴラジミール・ベズデクはこの委員会活動が徒勞とならないよう危惧している²⁾。とりわけ市民民主党と共産党の意見に大きな溝があったといわれている。現在、新たな委員会が設立されているが大きな進展が見込まれない。ちなみに委員会のなかでは、2階部分に相当する強制加入、職域・職業別、積立型、確定拠出方式の年金制度導入意見が多数を占めていたといわれている。

こうした遅々として改革が進展しない別の要因としては、他の中欧諸国のように世界銀行の影響が大きくなかったこと、90年代に強いリーダーシップを發揮した市民民主党のクラウス(現大統領)が年金改革への強い意欲を有していなかったことなどがあげられよう。

他方、90年代に大きな進展を見せなかった年金基金は、現在、順調に加入者を増やしている。ただし保険料の運用に関しては、50数%を国債運用に頼っているため、チェコ経済の今後の行方によっては大きな変動の可能性もある。

9. 民間年金基金(3階)

1994年に付加的年金保険法が下院を通過し、これまでの公的年金のみで構成されていた老齢年金制度にあらたに民間の年金ファンドの設立が承認され、2層式の年金制度が設立された。もともとチェコでは、クラウスのイニシアティブによって、国有企業の私有化をめぐり、国民にクーポン(株式と交換で

きる有価証券)を配布して一挙に私有化を実現する方式が採用された。国民が直接、株式の売買をすることが可能ではあったが、40年間の社会主義体制下で生活していた一般国民は、株式の売買に関する知識を有するはずはなく、そのために中間金融媒介機関としてクーポンの管理・運営するために投資ファンドの設立が92年に承認され、この投資ファンドが国民の配布されたクーポンの大半を集める結果となった。

1990年代前半、右派の市民民主党や内外の投資家等を中心に、年金分野民営化の主張が強く存在し、彼らは、投資ファンドや年金ファンドを起爆剤として、チェコの資本市場の活性化を目論んだのである。年金ファンド設立にはこのような背景があるのであるが、前述の投資ファンドは、その後、投資ファンド法の不備により、投資ファンドの活動がきわめて不透明でスキャンダルが相次いだために、欧米の資本家がチェコの資本市場から相次いで撤退し、1994年の経済危機の引き金となったといえよう。そのためにこの年金ファンド制度は、クラウスの意図と大きくかけ離れた国家が年金ファンドへ大きく関与した「国家主導のファンド」という色彩が強い。

年金ファンドの概要は以下のとおり。加入者資格は任意方式を採用し就業人口の約70%の361万人が加入している(2006年)。財源は各民間年金ファンドが独自の戦略で運営し、スキームは確定拠出型(DC)となっている。2003年現在に営業している

のは11ファンドで、95年には44を数えたファンドも財務省と証券取引委員会の指導により営業不振のファンドの清算あるいは他のファンドとの統合が進んでいる。逆に年金ファンドの資産総額は1459億コルナを超え、増加傾向を示している(2006年)。

平均拠出率は、年金ファンド加入者については総月賃金の2.5%で、これに国家が同1%補助している。月平均拠出額をみると、加入者が2006年で431コルナ、国家補助が102コルナとなっている。この国家による財政支援は拠出額に応じて決められており、月100-199コルナ拠出している場合には固定支給額50コルナ+100コルナを超える額の40%であり、拠出額が500コルナを超える場合には国家補助金は一律150コルナとなっており、こうした点が国家主導の年金ファンドスキームといわれる背景である。以上のように年金ファンドは順調に発展しており、政府は税控除基準を雇用者、被雇用者サイドともに緩和させることでさらなる加入者の増加を目指している。

〈注〉

- 1 OECD編著『図表で見る世界の年金』2007年、97ページを参照した。
- 2 西村可明編著『移行経済国の年金改革』2007年、第1章参照。委員会で提示された改革案が紹介されている。

〈参考文献〉

- * 詳細は拙稿「チェコの老齢年金制度の予備的考察」『海外社会保障研究』第165号、2008年12月を参照のこと。